

基本的な用語

用語	解説
津波浸水想定区域	想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲。 過去の津波による被害実績や津波シミュレーションに基づき定める。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域として、市が対象とする範囲を定めるもの。
避難目標地点	津波の危険を回避するため、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点。
T.P.（東京湾海水面）	標高（海拔）の基準となる面。
Jアラート	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等、対処に余裕のない事態に関する情報を、市町村の防災行政無線や携帯電話に配信される緊急速報メールを介して、市民まで瞬時に伝達するシステム。
Lアラート	自治体、ライフライン事業者が発信した災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等に一括配信する総務省が運営するシステム。

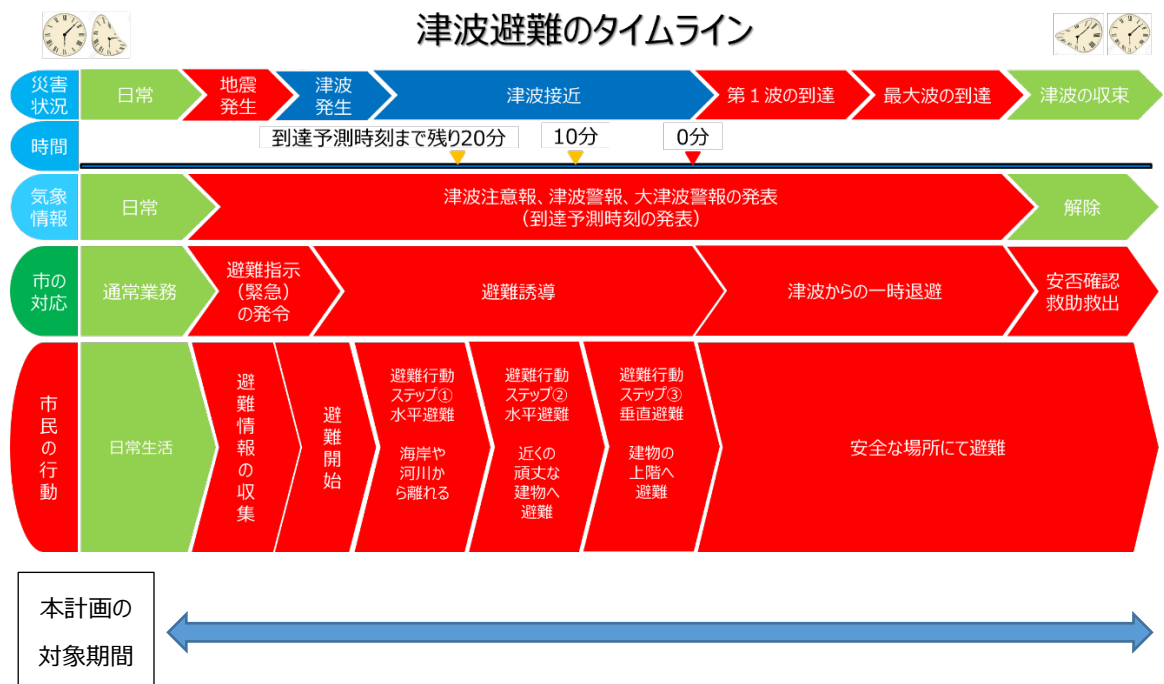
第1章 総則

1-1. 目的

この計画は、本市域へ影響を及ぼす津波が発生した場合、迅速かつ円滑な避難により、市民の生命及び身体を津波から保護することを目的とする。

1-2. 計画の対象期間

この計画は、本市域へ影響を及ぼす津波を引き起こす地震の発生から、津波が収束するまでの間を対象期間とする。



「津波発生時のタイムライン」と「計画の対象期間」

1-3. 津波の想定

この計画は、津波の想定として、平成 24 年 3 月に千葉県が公表した津波浸水予想図を採用する。

この津波浸水予想図では、被害が最大になる「東京湾口 10m（防潮施設：なし、防潮水門：開放）」のケースにおいて、津波が東京湾口（千葉県館山市洲崎）に到達してから、**約 50 分後に津波の第 1 波、約 70 分後に最高津波高**が本市に到達し、想定される**最大津波高は T.P.+約 2.5m**である。

（津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成 30 年 11 月に千葉県が公表した想定最大規模の津波浸水想定については、長期的な津波地域づくりに活用する基礎資料であるため、この計画では取り扱わないこととする。）

本計画の津波想定（平成 23 年度 千葉県津波シミュレーション※）

想定項目	想定内容
津波の規模	東京湾口で 10m クラス
前提条件	防潮施設：なし、防潮水門：開放

※ この津波シミュレーションでは、東京湾内では 10m クラスの津波が生じないと考えられるため、東京湾内において最も危険な津波は、東京湾口（千葉県館山市洲崎）から侵入してくる津波としている。

想定される津波の到達時間と最大津波高等（平成 23 年度 千葉県津波シミュレーション）

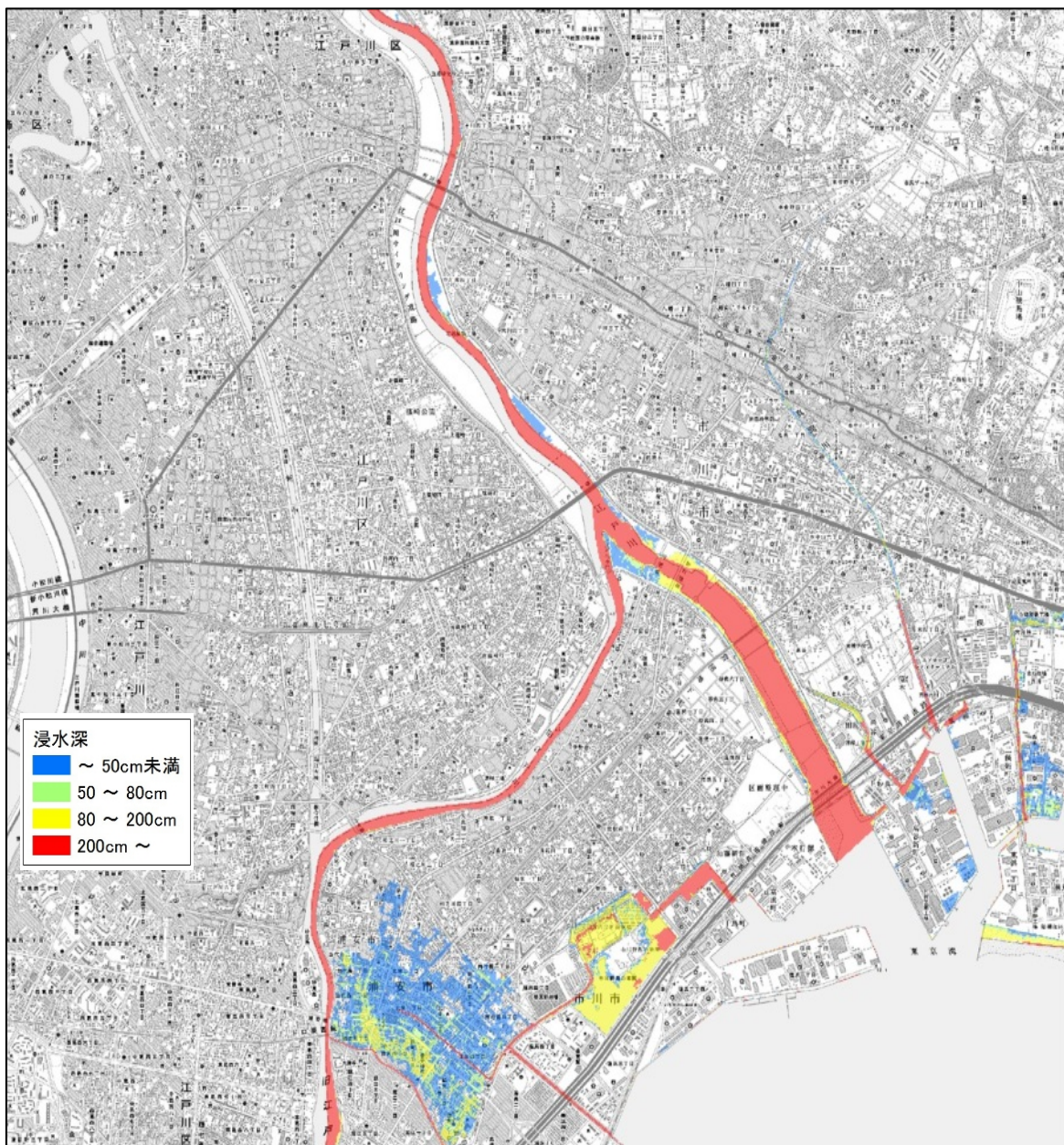
代表地点	第 1 波 到達時間 (分)	最高津波高 到達時間 (分)	最大津波高 T.P. (m)	最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)
市川塩浜	52.7	70.0	2.5	0	0
二俣新町	54.0	69.7	2.4	0	0

※ 第 1 波及び最高津波高の到達時間は、津波が東京湾口（千葉県館山市洲崎）に到達してからの経過時間

1-4. 津波の浸水想定区域

本市では、被害が最大になる「東京湾口10m（防潮施設：なし、防潮水門：開放）」のケースにおいて、高谷新町や新井などの箇所では河川からの越流による浸水が想定されている。

また、津波が旧江戸川、江戸川放水路、真間川等を遡上することにより、本市の中部から北部の河川敷等においても、水位が上昇する。



津波浸水予測図（千葉県 平成 24 年 3 月公表）
東京湾 10m（防潮施設：なし、防潮水門：開放）の場合

第2章 市の津波応急対策

2-1. 配備・活動体制と所掌事務

津波注意報や津波警報等が発表された場合の配備体制は、下表のとおりとする。

配備体制	気象庁の発表等	対応の概要
第1 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度4」を観測した場合。 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報が発表された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報及び被災情報の収集。 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員。
第2 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度5弱」を観測した場合。 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報が発表された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報及び被災情報の収集。 ○本部－小学校区防災拠点体制設立準備。 ・災害対策本部の開設準備 ・関連職員への待機指示 ・本部・小学校区防災拠点の開設準備。 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員。 ○小・中学校避難所の開設準備。 ○帰宅困難者・滞留者への対応準備。
第3 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度5強以上」を観測した場合。 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波（特別警報）」の津波警報が発表された場合。 ○「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合。 ○地震、又は、津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の自動開設 ○本部－小学校区防災拠点体制による応急対策活動の実施。

なお、活動体制と所掌事務は、市川市地域防災計画（震災編）の第3章「震災応急対策計画」、第1節「迅速な活動体制の確立」、第1「活動体制の確立」（p63-70）における記載のとおりとする。

2-2. 情報の収集（気象庁が発表する津波警報等）

災害対応事務局は、地震が発生した際、本市域に津波が到達する可能性について、直ちにテレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する。

特に、気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報を優先的に収集する。

発表区分	発表基準	想定される被害
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。

◆遠地津波について

国外で大規模地震が発生した場合、津波が本市域に到達する可能性について、情報を収集する。

地震の発生場所が南米等の遠方であっても 過去の災害では、増幅された津波により、国内の沿岸地域において、大規模な被害をもたらされた事例があり、注視が必要である。

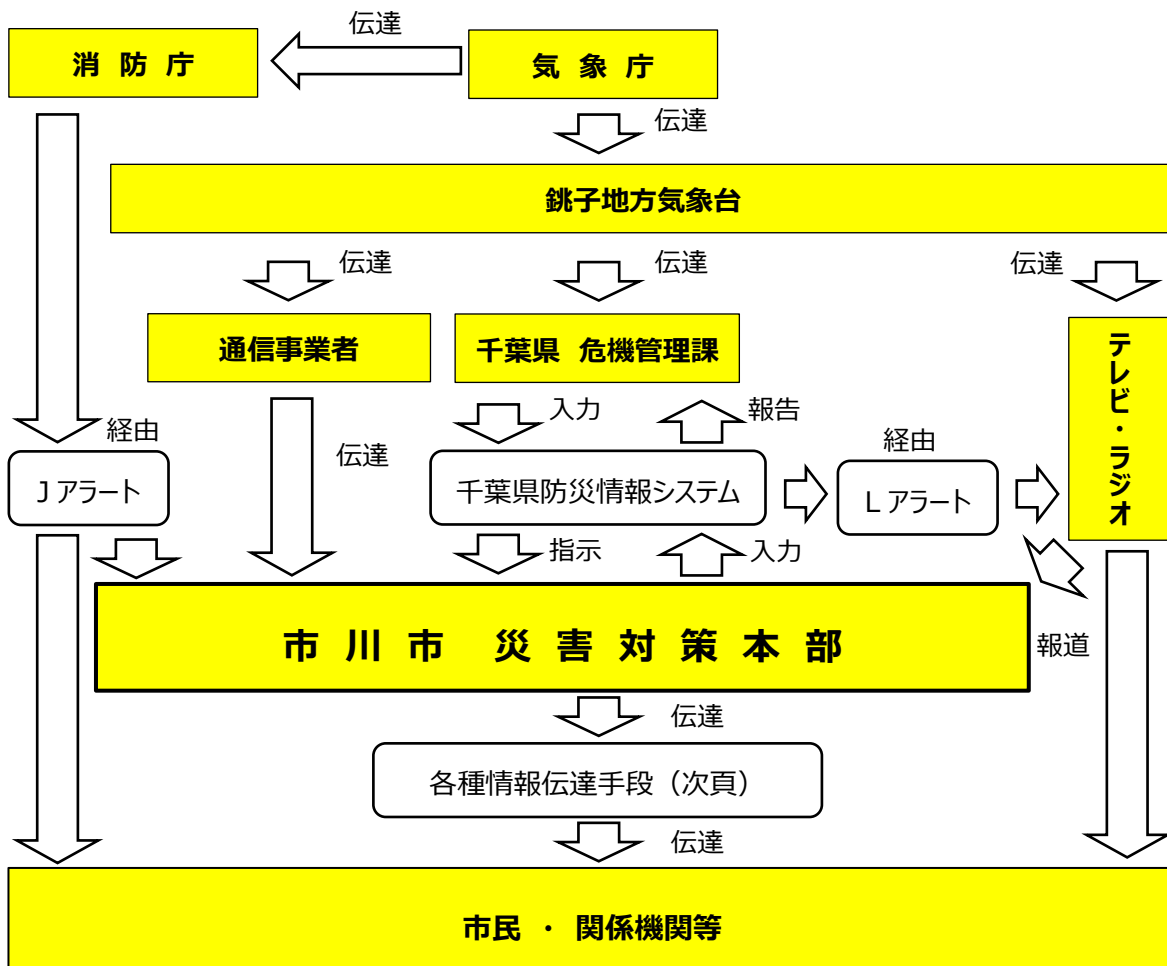
なお、情報収集にあたっては、津波の到達経路において観測される潮位変動について、特に注視する。

（例：チリで地震が発生した場合、日本に先行して津波が到達するハワイ島の潮位変動）

2-3. 情報の伝達

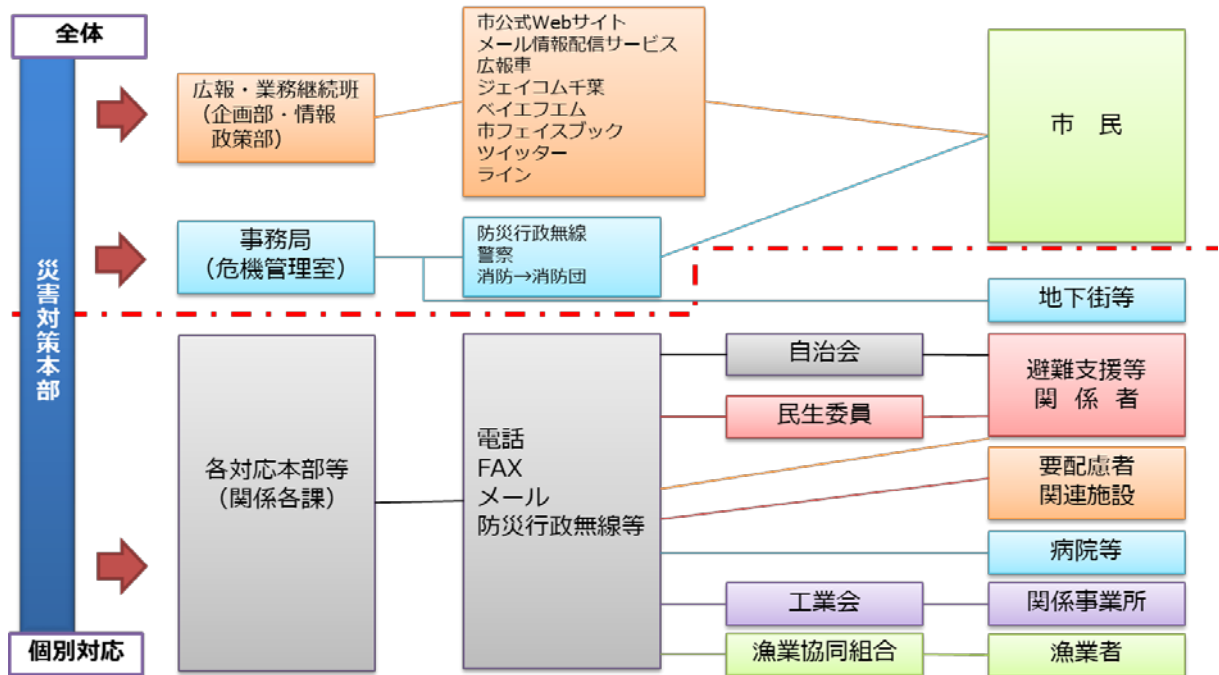
災害対応事務局及び広報班は、本市域に津波が到達する可能性がある場合、直ちに収集した情報を多用な情報伝達手段を用いて、市民及び関係機関に伝達する。

なお、気象庁が発表する情報は、本市の各種情報伝達手段だけではなく、Jアラート、テレビ・ラジオ等を介して、市民に伝達される。



各種情報の伝達手段

情報内容	Web	無線	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV FM	SNS
① 地震情報や津波の予警報	○	○	○						○	○
② 余震情報	○				○				○	○
③ 被災状況の概要	○	○		○	○	○	○		○	○
④ 交通規制に関する情報	○	○		○	○		○		○	○
⑤ 応急医療体制	○	○	○	○	○				○	○
⑥ 避難勧告等	○	○	○		○	○	○		○	○
⑦ 危険区域に関する情報	○	○	○		○	○	○		○	○
⑧ 避難所の通知	○	○	○	○	○				○	○
⑨ 要配慮者対策に関する情報	○			○	○			○	○	○



2-4. 避難指示（緊急）の発令

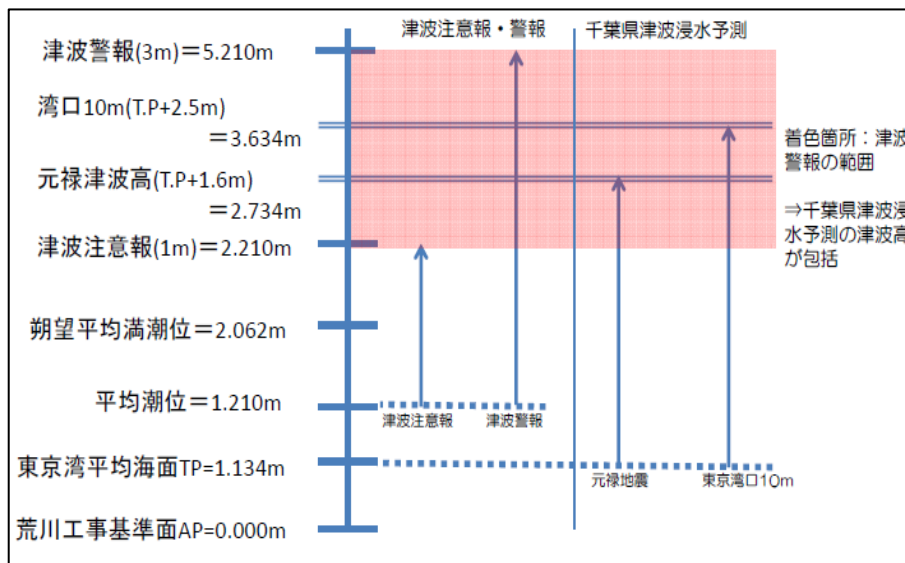
(1) 発令区分

発令区分は、**避難指示（緊急）**のみとする。

(2) 発令基準

災害対策本部長は、原則、気象庁が定める津波予報区のうち、**東京湾内湾において、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、避難指示（緊急）を発令する。**

ただし、発令にあたっては、気象庁、ウェザーニューズ社が発表する気象情報、Jアラートによる緊急情報を参考にして、総合的に判断する。



(3) 発令解除の目安

- ①東京湾内湾において、津波注意報・津波警報が解除された場合
- ②浸水被害が発生した場合については、警報等の解除、かつ、浸水が解消した場合

2-5. 避難誘導

(1) 避難の呼びかけ

災害対応事務局及び広報班は、避難指示（緊急）の発令後も、津波が到達するまでの間、避難対象地域に対して、絶え間なく、避難を呼びかける情報を提供し続ける。

(2) 施設管理者による避難者の受け入れ

小学校区防災拠点要員は、各小学校の施設管理者と協力して、避難者を施設内に受け入れ、建物の上階等の安全な場所まで避難者を迅速かつ円滑に誘導する。

小学校以外の指定避難場所及び指定避難場所に該当しない施設の管理者は、当該施設が避難者の安全を確保できる頑丈な建物（3階建以上の鉄骨造・鉄筋造の建築物）であれば、小学校と同様の対応を取る。

(3) 要配慮者対策

避難誘導にあたっては、要配慮者に対する支援を実施することとし、その具体的な内容は、市川市地域防災計画（震災編）の第3章「震災応急対策計画」、第4節「被災者の生活支援」、第2「要配慮者対策の実施」（p114-115）における記載のとおりとする。

2-6. 水門等の操作

被災市街地対応本部は、津波注意報・警報等の発表時に必要に応じて、水門等を操作する。

また、水位計により常時監視体制を取り、津波注意報・警報等の発表にかかわらず、機場位置で1.8mの警戒潮位を越えると判断されるときは、水門を操作する。

なお、平常時には、水門の点検、護岸の巡視等、有事にその機能が十分に発揮されるよう万全を期す。

津波注意報・警報の発表時の操作を想定している水門等

水門等	点検・操作
真間川水門	被災市街地対応本部 (水と緑の部)
高谷川水門	
猫実1号水門	
中江川水門	
二俣2号水門	
湊水門	
高谷樋門	
原木樋門	
塩焼陸閘	

【参考】 国土交通省による行徳可動堰及び江戸川水閘門の操作について

国土交通省（江戸川河川事務所江戸川河口出張所）は、津波が発生した場合、津波に耐えられない江戸川水閘門を開放するので、津波が江戸川を遡上して、流山市利根運河合流点まで到達する。

なお、行徳可動堰については、津波に耐えられるため、閉鎖する。

2-7. 応急対策からの退避

屋外で避難誘導等に従事しているものは、津波到達予想時刻の20分前には、避難者と共に近くの頑丈な建物に避難し、速やかに建物の上階に避難する。

また、屋内で避難誘導等に従事しているものは、津波到達予想時刻の10分前には、速やかに建物の上階に避難する。

第3章 津波からの避難

3-1. 避難の概要

津波からの避難について、概要を下表に示す。

避難対象地域の市民は、津波注意報、津波警報、大津波警報、避難指示（緊急）等の情報を受けた場合、直ちに避難を開始し、災害対策本部は、市民の避難誘導に着手する。

避難の際、市民は、原則、徒歩で速やかに移動し、津波の到達予想時刻までに、被害を受けない場所へ避難する。

項目	内容
避難対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部：塩浜 3 丁目～東浜 ・水位が上昇する河川：江戸川・旧江戸川・真間川（二俣新町付近） ・浸水想定区域：南行徳、新井、高谷新町、二俣新町 ・防潮堤より海側の区域：塩浜 1 丁目、千鳥町、加藤新田 212 番地先、本行徳 2552 番地先、高谷新町、二俣新町、東浜
避難完了の目標時間	津波の到達予想時刻
避難の開始	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報 ②本市が発令する避難指示（緊急） ③そのほか、テレビやラジオ等における避難の呼びかけ
避難目標地点	<ul style="list-style-type: none"> ①行徳地区 新浜小学校、塩焼小学校 ②信篤地区 信篤小学校、二俣小学校
取るべき避難行動	<p>津波の到達予想時刻にあわせて、下記の避難行動を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①到達予想時刻まで 残り 20 分以上 ⇒ 避難対象地域から、なるべく離れた地域へ避難（水平避難） ②目標時間まで 残り 10～20 分 ⇒ 近くの頑丈な建物へ避難（水平避難） ③目標時間まで 残り 0～10 分 ⇒ 建物の上階へ避難（垂直避難）
避難経路	<p>避難にあたり、幅員の広い道路を利用する。 ただし、下記に該当する道路を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①河川や海岸に近い道路 ②建物の倒壊等による閉塞が予測される道路 ③液状化が予測される道路
避難にあたっての移動手段	原則、徒歩とする。

3-2. 避難対象地域

津波が発生した場合、避難対象地域は、下表の地域となる。

①津波注意報が発表された場合

区分	避難対象地域
沿岸部	塩浜3丁目～東浜
水位が上昇する河川	江戸川・旧江戸川・真間川（二俣新町付近）

②津波警報が発表された場合

区分	避難対象地域
沿岸部	塩浜3丁目～東浜
水位が上昇する河川	江戸川・旧江戸川・真間川（二俣新町付近）
浸水想定区域	南行徳、新井、高谷新町、二俣新町
防潮堤より海側の区域	塩浜1丁目、千鳥町、加藤新田212番地先 本行徳2552番地先、高谷新町、二俣新町、東浜

3-3. 避難完了までの目標時間

本計画では、「避難完了までの目標時間」として、気象庁が津波注意報、津波警報、大津波警報とあわせて発表する「津波の到達予想時刻」とする。

「津波の到達予想時刻」までに、すべての避難行動を完了させる。

$$\boxed{\text{避難完了までの目標時間}} = \boxed{\text{津波の到達予想時刻}}$$

3-4. 避難の開始

地避難対象地域の市民は、下記のいずれかの情報を得た場合、直ちに避難を開始し、災害対策本部は、市民の避難誘導に着手する。

【避難を開始する情報】

- ①気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報
- ②本市が発令する避難指示（緊急）
- ③そのほか、テレビやラジオ等における避難の呼びかけ

3-5. 避難目標地点

避難にあたっての目標地点として、行徳地区では新浜小学校及び塩焼小学校、信篤地区では信篤小学校、二俣小学校を設定する。

設定にあたっては、以下の点を考慮した。

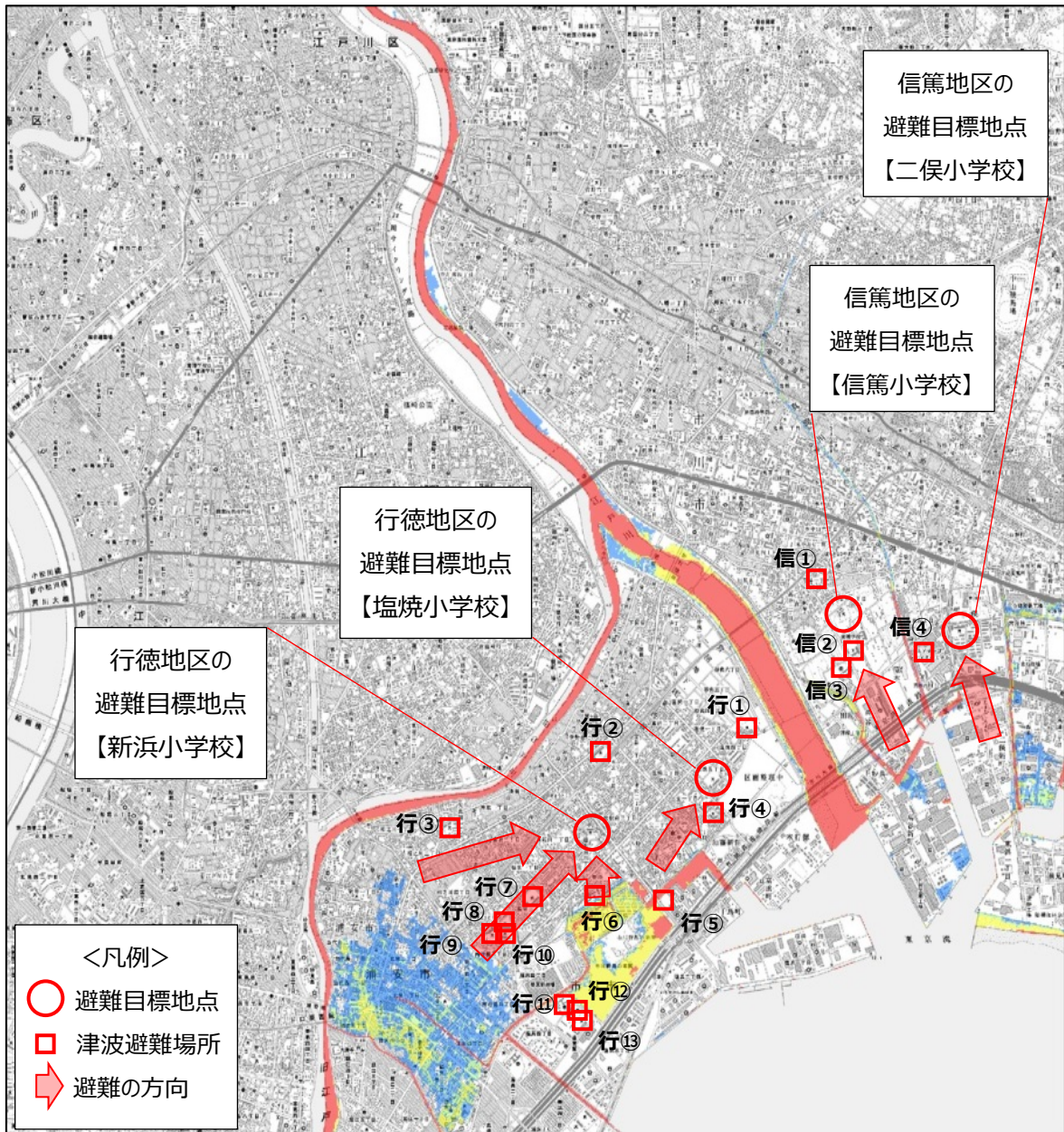
なお、避難目標地点は、避難の際に目指して進む方向であり、必ずしも、その施設に避難するものではない。

【考慮事項】

- ①避難対象地域の外側であること。
- ②河川や海岸から距離が離れていること。
- ③避難にあたり、分かりやすい場所であること。

避難対象地域	地区名	避難目標地点
南行徳 1 丁目	行徳地区	新浜小学校 (行徳駅前 4-5-1) 塩焼小学校 (塩焼 5-9-8)
南行徳 2 丁目		
南行徳 3 丁目		
南行徳 4 丁目		
新井 1 丁目		
新井 2 丁目		
新井 3 丁目		
本行徳 2552 番地先		
高浜町		
加藤新田 212 番地先		
千鳥町		
塩浜 1 丁目		
塩浜 2 丁目		
塩浜 3 丁目		
東浜	信篤地区	信篤小学校 (原木 2-16-1) 二俣小学校 (二俣 678)
二俣新町		
高谷新町		

※ 津波の遡上により、水位が上昇する河川の河川敷（江戸川・旧江戸川・真間川等）では、可能な限り、河川から離れることとする。



番号	津波避難場所	住所	番号	津波避難場所	住所
行①	妙典中学校	妙典 5-22-1	行⑩	南行徳中学校	南行徳 2-2-2
行②	第七中学校	末広 1-1-48	行⑪	県立行徳高校	塩浜 4-1-1
行③	南行徳小学校	欠真間 1-6-38	行⑫	塩浜学園 (前期)	塩浜 4-5-1
行④	幸小学校	幸 1-11-1	行⑬	塩浜学園 (後期)	塩浜 4-6-1
行⑤	ユニディ千鳥町店駐車場	千鳥町 1	信①	信篤公民館	高谷 1-8-1
行⑥	南新浜小学校	新浜 1-26-1		信篤市民体育館	高谷 1-8-2
行⑦	福栄中学校	福栄 3-4-1	信②	高谷中学校	高谷 1627-4
行⑧	福栄小学校	南行徳 2-2-1	信③	県立市川南高校	高谷 1509
行⑨	富美浜小学校	南行徳 2-3-1	信④	コーナン市川原木店 駐車場	原木 2526-6

津波が発生した際の避難目標地点とその近隣の津波避難場所の位置図

3-6. 取るべき避難行動

市民は、避難の際、目標時間（津波の到達予想時刻）までの残り時間に応じて、水平避難と垂直避難を組み合わせ、下記の避難行動を取る。

なお、身の危険が差し迫っている場合、ステップ①の行動を取らずに、ステップ②とステップ③の行動により、安全な場所に避難する等、状況にあわせた対応が必要となる。

	避難までの 目標時間	取るべき避難行動	避難区分
ステップ ①	残り時間 20分以上	避難目標地点を目指して、避難対象地域から可能な限り、離れた場所へ避難する。	水平避難
ステップ ②	残り時間 10～20分	避難目標地点への移動を止めて、近くの頑丈な建物へ避難する。近くに指定避難場所があれば、指定避難場所内の頑丈な建物（小中学校の校舎等）へ避難する。	水平避難
ステップ ③	残り時間 0～10分	建物の上階へ避難する。	垂直避難

3-7. 避難の経路

市民は、避難にあたり、幅員の広い道路を利用する。ただし、下記に該当する道路を除く。

- ①河川や海岸に近い道路
- ②建物の倒壊等による閉塞が予測される道路
- ③液状化が予測される道路

なお、本計画では、避難の経路として、特定の道路（国道○号、県道△号等）を設定しない。

避難の経路を設定すると、交通渋滞の発生を招き、迅速かつ安全な避難を妨げる恐れがあるためである。

市民各自が状況を見ながら、混雑を避けて避難経路を選択することとする。

3-8. 避難にあたっての移動手段

原則、徒歩で避難する。

多くの避難者が自動車、オートバイ、自転車等を利用した場合、渋滞や事故が発生するおそれがあるためである。

3-9. 避難にあたっての共助（助け合い）

市民は、避難にあたり、自身の身の安全確保を第一とするが、周囲の状況を把握して、可能な範囲内で助け合いを行う。

【助け合いの例】

- ・避難の途中で「津波の危険が差し迫っていること」を知らない人を見かけたら、避難を呼びかける。
- ・近所に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者がいれば、避難開始の際に声を掛け、避難行動の支援を行う。

3-10. 避難完了後の行動

市民は、目標時間（津波の到達予想時刻）までに避難行動を完了した後、津波の危険が完全になくなるまで、原則、避難先にて待機する。

津波の危険が完全になくなる目安は、気象庁が発表した津波注意報等が解除された場合とする。

第4章 日常からの取組み

4-1. 市の取組み

(1) 津波対策の基本的な考え方

津波には、海岸保全施設等のハード対策と津波避難を軸としたソフト対策による多重防御の考え方が求められる。

しかし、本市に想定される津波の最大浸水深は 2m程度で、到達時間にも余裕があるため、適切な情報提供方策の整備を行うことで人命の確保は可能であると考えられる。

このため、本市においてはソフト面に重点を置いた対策を講じるものとする。

(2) 避難場所及び避難所の指定

津波からの避難のため、避難場所及び避難所の指定を行う。

また、津波到来時の一時的な避難のため、避難対象地域の近隣において、高層マンション等の民間施設管理者と避難者の受入れについて協議を進める。

(3) 津波災害の周知・啓発

印刷物、本市公式 Web サイト、集会、学校教育等により、津波に対する防災意識の普及を図る。特に「避難情報等の入手方法」、「取るべき避難行動」に重点をおいて、啓発を行う。

また、津波避難対象地域や津波の指定避難場所において、本計画が定める津波からの避難を周知するため、案内板等の設置等に努める。

(4) 訓練

迅速かつ円滑な避難を行うため、津波避難訓練や図上訓練等を実施するよう努める。

また、訓練の実施後、問題点の検証を行う。

4-2. 市民の取組み

(1) 自助

自宅や職場が津波の浸水想定区域や避難対象地域に含まれるか、どのような避難情報の入手方法を利用できるか、日頃から確認しておく。

また、避難を想定して、避難目標地点や避難経路を事前に確認し、自宅や職場から避難目標地点まで実際に歩行することに努める。

(2) 共助

自治会活動等において、自治会員に対し、上記の自助の取組みを呼びかけると共に、自治会や自主防災組織の訓練において、津波避難訓練を実施する。

また、日頃から、避難行動要支援者名簿を用いて、地域の避難行動要支援者を把握し、民生委員や児童委員との連携を図り、津波避難訓練の際には、避難行動要支援者の安否及び動向の確認、避難の支援等を訓練内容として行うことが重要である。